

## 重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

## 心豊かな多世代共生社会の構築

## ■ 現状と課題

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などにより、家庭や地域が相互に支え、助けあう相互扶助の機能が脆弱化するとともに、多くの福祉サービスの利用が措置制度から契約制度に移行されるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、本市では、社会福祉協議会や市民団体等と連携を図り、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちの実現に努めてきましたが、地域には公的な福祉サービスだけでは対応が難しい様々な生活課題があることから、今後は、互助・共助の精神のもと、地域の人々が地域福祉を自分自身の問題として捉え、多様な世代間で支えあい、助けあえる地域社会の実現が求められています。

また、超高齢社会の到来した今日、日常生活の様々な場面における障壁をなくすため、ユニバーサルデザインによるまちづくりが必要となっています。

## ■ 基本方針

社会福祉協議会と共同で策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、自助・互助・共助・公助の調和を図りながら、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助けあい、支えあいのまちづくりを推進します。

また、地域福祉を担う人材の育成・確保や資質向上に努めるとともに、全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域の自治組織や団体、社会福祉協議会など、地域全体が一体となった地域福祉のネットワークを形成し、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助けあい、支えあいのまちづくりを推進します。

また、総合福祉センター「あいぱーく光」を中心に、保健・福祉・医療など、様々なサービス間の連携・調整機能を強化することにより、市民一人ひとりの多様なニーズに対応できるワンストップ相談窓口体制及びサービス提供体制の整備充実に努めます。

## （2）多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成

性別や年齢、障害の有無を超えたふれあいや交流を促進することにより、多様な世代が助けあい、支えあう多世代共生社会を形成します。

また、福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情報提供を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の推進とスポーツや趣味活動等を通じた障害者や高齢者等とのふれあい交流を促進します。

## （3）福祉ボランティアの育成

保健・福祉・医療に関するニーズや制度の多様化・複雑化に対応するため、社会福祉協議会等との連携を図りながら、ボランティアセンターを中心に、研修の充実や研修機会の拡大、さらにはボランティアコーディネーターの養成等を進め、資質の向上と人材の育成・確保に努めます。

また、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険の加入促進に努めるとともに、若い世代や団塊の世代など、多様な人材に活動の輪を広げ、ボランティア活動の活性化を促進します。

## （4）誰もが暮らしやすい地域社会づくり

全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

## ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標               | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|------------------------|----------|-----------|
| ①福祉ボランティアの登録者数（1万人あたり） | 410.3人   | 420人      |
| ②福祉ボランティアに参加している人の割合   | 12.6%    | 25.0%     |

■ 主要な事業例

|                    | 後期                    |     |     |     |     | 担 当           |
|--------------------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|---------------|
|                    | H24                   | H25 | H26 | H27 | H28 |               |
| 保健・福祉・医療サービスの連携・充実 |                       |     |     |     |     | 福祉総務課<br>関係各課 |
| 総合相談体制の充実と情報提供     |                       |     |     |     |     | 福祉総務課<br>関係各課 |
| 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進 |                       |     |     |     |     | 福祉総務課         |
| 地域福祉活動の充実          |                       |     |     |     |     | 福祉総務課         |
| 多様な世代間のふれあい交流の促進   |                       |     |     |     |     | 福祉総務課<br>関係各課 |
| 福祉ボランティアの育成        |                       |     |     |     |     | 福祉総務課         |
| ユニバーサルデザインのまちづくり※  | 現況調査<br>■ ■ ■ ■ ■ ■ ▶ |     |     |     |     | 福祉総務課<br>関係各課 |



## 重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

## 心と体の健康づくりの推進

## ■ 現状と課題

高齢化の急速な進行や食生活を中心とした生活様式の変化などに伴い、医療や介護を必要とする人々が増加し、それに伴う社会的負担が増大しており、健全な生活習慣の確立による健康増進・疾病予防や疾病の早期発見・早期治療に向けた意識の醸成が求められています。

こうした中、本市では、「健康増進計画」に基づき、市民のライフステージに応じた健康づくりの推進や各種健診の計画的な実施に努めていますが、健全な生活習慣の確立をはじめ、疾病の早期発見・早期治療に向けた健診受診率の向上対策、心の健康づくり対策、新型インフルエンザ等の新たな感染症への対策など、総合的な地域保健体制の充実を図るため、光市医師会や光市歯科医師会などの関係機関との連携により、保健体制のさらなる充実強化に努めるとともに、市民の主体的な健康づくり活動を推進する必要があります。

また、命の源である「食」の重要性を強く認識し、家庭や学校、地域等との連携のもと、ライフステージに応じた食育の総合的かつ計画的な推進に努める必要があります。

## ■ 基本方針

市民が生涯を通じて健康で快適な生活が送れるよう、関係機関との連携のもと、社会変化に対応できる総合的な保健体制の整備充実を図ります。

また、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、三島温泉健康交流施設の有効活用や各種健康教育・相談の充実、幅広い食育の推進など、多様な観点からの健康づくりを推進します。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 総合的な保健体制の強化

周南健康福祉センターや光市医師会、光市歯科医師会との連携のもと、総合的な保健体制を強化するとともに、地域で活動する組織の育成や市民主体の健康づくり活動への支援に努めます。

また、保健・福祉・医療施策を総合的に推進するとともに、乳幼児から高齢者まで、全てのライフステージに応じたサービスが提供できる地域保健体制の強化を図ります。

## （2）健康づくり運動の推進

「健康増進計画」に基づき、個人・家庭・地域と関係団体や学校・職場・行政とが連携・協力して、市民の主体的な健康管理・健康づくり運動を推進します。

また、生活習慣病などの疾患や、健康づくりに関する知識の普及啓発に努めるとともに、様々な機会を通じて健康づくりに関する情報提供を行います。

## （3）総合的な食育の推進

命の源である「食」を通じて、生涯にわたる健全な心身と豊かな人間性を育むため、「食育推進計画」に基づき、家庭や学校、地域等との連携・協力のもと、市民のライフステージに応じた食育の総合的かつ計画的な推進に努めます。

## （4）疾病の予防と早期発見

糖尿病やがん、心臓病といった生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見・早期治療に向けて、健康教育、健康相談や、各種がん検診、歯科健診など各種保健事業の充実強化を図るとともに、疾病予防や各種健診受診率向上に向けた市民の意識啓発に努めます。

また、感染症や疾病の重篤化防止のため、計画的な予防接種を実施します。

## （5）三島温泉健康交流施設の整備と有効活用

三島温泉健康交流施設を活用して、多様な観点からの健康づくりを進め、市民の福祉の向上と健康増進を図るとともに、より多くの人々の利用を促進するために交流事業を推進します。

## ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標                                                | 近況値（H23）               | 後期目標（H28） |
|---------------------------------------------------------|------------------------|-----------|
| ①三大生活習慣病による死亡率（人口10万人あたり）<br>（近況値は「H21山口県健康づくりマップ」掲載数値） | 男 352.2 人<br>女 149.5 人 | 県平均以下     |
| ②普段から健康に心がけている人の割合                                      | 88.6%                  | 95.0%     |
| ③「健康づくりの推進」に関する満足度                                      | 39.2%                  | 50.0%     |
| ④三島温泉交流施設利用者数                                           | —                      | 70,000 人  |
| ⑤「食育」に関心がある人<br>（近況値は「H22健康・食育に関するアンケート」数値）             | 61.8%                  | 90.0%     |

■ 主要な事業例

|                    | 後期    |      |     |     |     | 担 当           |
|--------------------|-------|------|-----|-----|-----|---------------|
|                    | H24   | H25  | H26 | H27 | H28 |               |
| 保健サービスの充実          |       |      |     |     |     | 健康増進課         |
| 地域活動組織の育成や自主的活動の支援 |       |      |     |     |     | 健康増進課         |
| 健康増進計画に基づく健康づくりの推進 |       |      |     |     |     | 健康増進課         |
| 運動習慣づくりの推進         |       |      |     |     |     | 健康増進課         |
| 心の健康に関する施策の充実      |       |      |     |     |     | 健康増進課         |
| 食育推進計画に基づく食育の推進    |       |      |     |     |     | 健康増進課         |
| 各種健診の推進            |       |      |     |     |     | 健康増進課<br>関係各課 |
| 予防接種の推進            |       |      |     |     |     | 健康増進課         |
| 三島温泉健康交流施設の整備と利用促進 | 整備工事等 | 利用促進 |     |     |     | 福祉総務課<br>関係各課 |



## 重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

## 生き生きと暮らせる高齢社会の実現

## ■ 現状と課題

本市の高齢化率は 28.5%（平成 22 年国勢調査）と全国平均を大きく上回っており、今後、団塊の世代の高齢化とともに、全国を 5 年から 10 年上回るスピードで推移し、平成 27 年には 33.4%に達すると推計されます。

本市では、高齢者の充実した生活を実現するため、介護予防を重視したサービスの推進や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターを中心とした総合的な相談体制の整備など、介護保険制度の趣旨に沿った取組みを進めてきましたが、急速な高齢化に伴う社会保障制度などへの深刻な影響が懸念される中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる社会を実現するためには、自助・互助・共助と公助の適切な役割分担のもと、様々な制度やサービスと地域資源を有機的かつ包括的に連携させる地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

また、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送れるよう、豊富な知識、経験、技能を活かして生き生きと活躍できる生涯現役社会づくりが求められています。

## ■ 基本方針

高齢者の充実した生活を創造するため、介護予防や健康づくりに積極的に取り組むとともに、高齢者の生涯現役社会づくりの推進や生活環境の整備に努めます。

また、「高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画」に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスの充実や地域における高齢者支援体制の整備を推進します。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で幸せに暮らせる社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、介護や医療、生活支援などのサービスが円滑に連携した地域包括ケアシステムと適正なケアマネジメント体制の構築を図ります。

また、多様化する介護福祉ニーズに対応できるサービス体制の充実を図ります。

## (2) 介護予防対策の推進

生活機能の維持・向上のため、各公民館など身近な地域で健康体操などの健康づくりを推進します。

また、認知症に伴う心身両面からの機能低下の早期発見及び悪化予防を重点目的とした福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関との連携により、状態に応じた継続的かつ効果的な介護予防対策を展開します。

## (3) 高齢者支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携を持ち、あらゆる相談に対応できるワンストップ相談窓口としての体制と、地域で高齢者を支えるネットワークやサービス体制の構築に努めます。

また、市民や地域との連携・協力により、認知症高齢者の支援対策の拡充を図るとともに、成年後見制度など権利を擁護する事業の周知や利用促進を支援します。

## (4) 介護サービスの充実

要支援者の身体状態を維持・改善するための介護予防サービスを推進するとともに、介護の必要な高齢者が、本人や家族の希望に応じて様々なサービスが受けられるよう、サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の適正な運営のため、介護給付に要する費用の適正化を進めるなど、利用者に合った介護サービスの円滑な提供に努めます。

## (5) 生涯現役社会づくりの推進と生活環境の整備

豊かな経験や知識を有している高齢者が、地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動など、生きがいを持ちながら、積極的かつ有意義な人生を送れるよう、社会参加を支援するとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

また、理学療法士、建築技術職員など関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じた住宅改修への指導や助言を行うなど、暮らしやすい生活環境の向上に努めます。

## ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標          | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|-------------------|----------|-----------|
| ①「高齢者福祉対策」に関する満足度 | 28.6%    | 30.0%     |
| ②老人クラブの会員数        | 3,816 人  | 4,700 人   |
| ③認知症サポーターの数       | 2,954 人  | 6,000 人   |

■ 主要な事業例

|                       | 後期  |     |        |     |     | 担 当               |
|-----------------------|-----|-----|--------|-----|-----|-------------------|
|                       | H24 | H25 | H26    | H27 | H28 |                   |
| ★地域包括ケアシステムの構築        |     |     |        |     |     | 地域包括ケア調査室<br>関係各課 |
| 高齢者の健康づくりの推進          |     |     |        |     |     | 健康増進課             |
| 介護予防・認知症予防対策の推進       |     |     |        |     |     | 高齢者支援課<br>関係各課    |
| 高齢者への相談・支援体制の充実       |     |     |        |     |     | 高齢者支援課            |
| 離島における支援施策の充実         |     |     |        |     |     | 高齢者支援課            |
| 権利擁護の視点に立った支援体制の確立    |     |     |        |     |     | 高齢者支援課            |
| 介護保険サービスの充実           |     |     |        |     |     | 高齢者支援課            |
| 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進 |     |     | 次期計画策定 |     |     | 高齢者支援課<br>健康増進課   |
| 高齢者の社会参加と就労の促進        |     |     |        |     |     | 高齢者支援課<br>関係各課    |
| 高齢者の居住関係施策の推進         |     |     |        |     |     | 高齢者支援課<br>関係各課    |



## 重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

## 障害者の自立生活の支援

## ■ 現状と課題

少子高齢化や市民の生活様式が多様化する中、障害者や家族介護者の高齢化、障害の重度・重複化など、障害者やその家族を取り巻く環境も変化しています。

国では、平成18年4月に障害者自立支援法を施行し、障害者の自立支援に向けた取組みが進められてきましたが、その後、障害者基本法の改正や、障害者自立支援法に代わる「(仮称)障害者総合福祉法」の制定の動きが始まるなど、障害者福祉制度は大きな転換期を迎えています。

本市では、平成19年3月に「障害者福祉基本計画」を策定し、障害者を社会全体で支援する体制づくりを進めてきましたが、国の新たな動向を注視しつつ、引き続き、障害の有無に関わらず全ての人々が個人として尊重され、地域の中で共に助けあい、平等に活動できるよう、社会生活上の様々な障壁（バリア）を取り除き、障害者の社会参加を促進する必要があります。

また、多様な選択肢のある社会となるよう、保健・医療、教育、雇用とも連携した、総合的な施策の推進が求められています。

## ■ 基本方針

障害のある人が一人の人間として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者を社会全体で支えるまちづくりを推進します。

また、障害者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、障害者のニーズに即したサービスや相談・支援体制の充実に努めるとともに、障害者福祉に対する理解を深めるため、市民への的確な情報提供や福祉教育の充実を図ります。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 障害者福祉に対する市民意識の醸成

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」という2つの理念のもと、市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深め、障害のある人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民への正確な情報提供と福祉教育の充実を図ります。

## (2) 自立と社会参加の支援と支えあい

各種社会活動やスポーツ・レクリエーション活動等における交流機会の充実を図るとともに、関係機関及び民間事業所等との連携を深めながら、障害者雇用の拡充に努めるなど、障害者の積極的な社会参加と市民全体での支えあいを促進します。

また、農業振興拠点施設「里の厨」を活用し、障害者の自然体験や農業体験を支援します。

### (3) 障害者福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、国の動向を注視しながら、訪問系や日中活動系のサービスなど、障害者のニーズに即したサービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、相談体制や学習機会の充実に図ります。

また、重度障害者の就労や社会参加の場として、老朽化が進む障害者（児）地域支援施設の整備について検討します。

### ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標              | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|-----------------------|----------|-----------|
| ①障害者雇用率               | 1.98%    | 2.0%      |
| ②「障害者福祉対策」に関する満足度     | 24.7%    | 30.0%     |
| ③障害者（児）を支援したことがある人の割合 | 27.3%    | 40.0%     |

### ■ 主要な事業例

|                         | 後期  |        |                     |     |     | 担 当            |
|-------------------------|-----|--------|---------------------|-----|-----|----------------|
|                         | H24 | H25    | H26                 | H27 | H28 |                |
| 制度の周知と市民意識を高める広報・啓発活動   |     |        |                     |     |     | 福祉総務課          |
| 障害者保健福祉サービスの充実          |     |        |                     |     |     | 福祉総務課          |
| 障害者の自立と社会参加の促進          |     |        |                     |     |     | 福祉総務課          |
| ★「里の厨」を活用した自然体験や農業体験の促進 |     |        |                     |     |     | 農業耕地課<br>福祉総務課 |
| 障害児者家族サポート事業の推進         |     |        |                     |     |     | 福祉総務課          |
| 学校教育における福祉教育の実施         |     |        |                     |     |     | 学校教育課          |
| 交流機会の充実と支えあいの促進         |     |        |                     |     |     | 福祉総務課          |
| 障害者の雇用の促進               |     |        |                     |     |     | 福祉総務課<br>関係各課  |
| 相談・支援体制の充実              |     |        |                     |     |     | 福祉総務課          |
| サービス提供体制の確保・充実          |     |        |                     |     |     | 福祉総務課          |
| 障害者福祉基本計画の推進            | →   | 次期計画検討 | ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ |     |     | 福祉総務課          |
| 障害福祉計画の推進               |     |        | 次期計画策定              | →   | →   | 福祉総務課          |
| ★障害者（児）地域支援施設の整備        | 検討  | →      | ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■     | →   |     | 福祉総務課          |

## 安心できる医療体制の充実

## ■ 現状と課題

少子高齢化の急速な進行や生活習慣病・慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化に伴い、医療需要はますます多様化するとともに量的拡大から質的充実へと変化しています。

一方、厳しい財政状況に加えて、国の医療費抑制政策、新臨床研修医制度に伴う医師不足や偏在化など、公立病院の経営環境は厳しさを増しており、病院経営の健全化と市民ニーズに対応できる医療サービスの確保の両立が大きな課題となっています。

こうした中、本市では、将来的な医療需要の見通しを踏まえて、光総合病院を急性期医療を担う病院に、大和総合病院を慢性期医療や回復期リハビリ医療及び大和地域の一次医療を担う病院にそれぞれ機能分化し、両病院の連携により市全体の医療提供体制の充実を図るという方向性を打ち出しました。

このため、今後は、両病院の機能分化を計画的に推進するとともに、医師確保や経費削減による経営基盤の強化に努める必要があります。また、関係機関等との連携のもと、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営など地域医療体制の充実強化が求められています。

## ■ 基本方針

市民が安心して、いつでも必要なときに適切な医療サービスを受けることができるよう、医師会など関係機関との連携による地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。

地域医療の基幹病院として、今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスを提供するため、2つの病院の機能分化に必要な施設改修や人員配置を計画的に進めるとともに、病院経営の健全化に努めます。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 地域医療体制の充実

光市医師会や光市歯科医師会、医療機関、関係団体等との連携の強化に加えて、かかりつけ医の推進や病診連携の促進等により、疾病予防やリハビリテーションを含めた適切な医療を受けられる体制づくりに努めます。

また、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営、大和地域における一次医療の確保など、包括的な地域医療体制の充実を図ります。

## （2）市立病院の充実

「病院事業改革プラン」に基づき、様々な角度から経営効率化策を進め、病院経営の安定化を図ります。

また、地域医療の基幹病院として、今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスを提供するため、「光市立病院再編計画」に基づき、2つの病院の機能分化に必要な施設改修や人員配置を計画的に進めるとともに、医師の継続的な確保に努めます。

さらに、光総合病院については、本市の二次医療の拠点として、急性期医療の確保に必要な機能や施設の方向性を検討します。一方、大和総合病院では、回復期リハビリテーション病棟を開設するとともに、健診機能の充実強化に努めます。

## （3）救急医療体制の充実

光市医師会や関係医療機関などとの連携を強化し、休日夜間医療体制の充実に努めるとともに、大規模災害発生時における災害救急体制の確立に努めます。

また、光市医師会や三次医療機関との緊密な連携のもと、二次救急医療機関としての光総合病院の機能強化に努めるとともに、小児救急医療体制については、引き続き、周南医療圏での一体的な体制強化に努めます。

## （4）高齢化に対応した医療体制の充実

急速に進む高齢化に伴い増加が見込まれる慢性期疾患の患者に対応するため、大和総合病院における慢性期医療機能の整備充実に努めます。

## ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標            | 近況値（H23）            | 後期目標（H28）           |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| ①小児科医の数             | 6人                  | 増加                  |
| ②「地域医療対策の充実」に関する満足度 | 34.5%               | 40.0%               |
| ③医師・歯科医師数           | 119人                | 維持                  |
| ④医療施設数              | 66か所                | 維持                  |
| ⑤市立病院における診療所等からの紹介率 | 光 32.2%<br>大和 21.0% | 光 40.0%<br>大和 25.0% |
| ⑥市立病院全病床利用率         | 光 69.0%<br>大和 45.0% | 光 70.0%<br>大和 80.0% |

■ 主要な事業例

|                         | 後期  |     |     |     |     | 担 当          |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|
|                         | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |              |
| かかりつけ医の推進など包括的地域医療体制の充実 |     |     |     |     |     | 健康増進課        |
| 休日診療所の円滑な運営             |     |     |     |     |     | 健康増進課        |
| 牛島診療所の医療の確保             |     |     |     |     |     | 健康増進課<br>病院局 |
| 休日夜間救急診療体制の充実           |     |     |     |     |     | 病院局          |
| 小児救急体制の充実               |     |     |     |     |     | 健康増進課<br>病院局 |
| 医師の確保と高度医療機器の充実         |     |     |     |     |     | 病院局          |
| 病院経営の安定化                |     |     |     |     |     | 病院局          |
| 両市立病院の連携の強化             |     |     |     |     |     | 病院局          |
| ★光総合病院の急性期医療機能・施設の整備充実  | 検討  |     |     |     |     | 病院局          |
| ★大和総合病院の慢性期医療機能の整備充実    |     |     |     |     |     | 病院局          |



## 重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

## 暮らしを支える社会保障の充実

## ■ 現状と課題

景気の低迷など昨今の社会経済情勢を反映し、生活保護に係る相談が増加する中、低所得世帯の健康で文化的な最低限の生活を保障するため、適正な生活支援と早期の自立・更生を図ることが必要となっています。

また、急速な少子高齢化の進行により、わが国の人口構造が変化し、働く世代の社会負担の増大が見込まれる中、国民健康保険、国民年金、介護保険などの社会保険制度全般において、安定的な運営が困難となりつつあります。このため、引き続き、事業の充実や制度の長期的安定を図り、安心できる市民生活を支援していくことが必要です。

さらに、増大する医療費に対応できる制度へと見直しが検討されている高齢者医療制度については、世代間で格差のない公平な負担となるよう適正な運営が求められています。

## ■ 基本方針

要保護世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援や他制度の活用を促進し、自立を支援します。

また、全ての市民が健康で文化的な生活を送るため、各制度への理解と認識を高め、国民年金では加入を促進するとともに、医療・介護では健康づくりや介護予防などの事前予防を促進し、市民生活を支える基礎となる社会保険制度の安定した運営を推進します。

## ■ 政策展開の方向

## (1) 公的扶助の充実

低所得者の生活の自立を支援するため、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図り、援護を必要とする世帯の生活実態の把握に努めることにより、生活保護の適正な実施と、就労の促進や各種制度の有効活用等により、保護世帯の自立を促進します。

## (2) 国民年金制度の円滑な実施

国民年金制度についての趣旨の普及と理解を深めるため、年金事務所と連携を図りながら、広報や窓口相談等による未加入者の解消や受給権の確保に努め、制度の安定的な運営を推進します。

### (3) 国民健康保険制度の適正な運営

国民健康保険の制度や事業等について、一層の周知に努め、理解を深めることで事業の円滑な運営を推進します。

また、生活習慣病予防のための特定健康診査及び健診結果に基づく特定保健指導に積極的に取り組むとともに、医療費通知などを通じた市民への意識啓発やレセプト点検の徹底による医療費の適正化を図り、さらに、収納率向上対策を強化するなど、事業の安定運営に努めます。

### (4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施

制度の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、きめ細かな窓口業務を推進するとともに、収納率及び健康診査受診率の向上に努めます。

また、現在検討が進められている新たな高齢者医療制度の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、適切な準備や市民への情報提供の徹底に努めます。

### (5) 介護保険制度の充実

高齢者等に対する制度の一層の理解の促進と相談体制の充実に努めるとともに、介護予防の推進や介護サービス基盤の強化により、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、多様なサービスの提供を促進します。

また、要介護認定や給付、保険料の徴収など、適正な事業実施を推進するとともに、安定的制度運営に向けて介護予防対策や収納率向上対策の強化に努めます。

## ■ まちづくりの指標

| まちづくりの指標       | 近況値（H23） | 後期目標（H28） |
|----------------|----------|-----------|
| ①国民健康保険税の収納率   | 73.1%    | 74.0%     |
| ②国民健康保険口座振替利用率 | 41.9%    | 48.0%     |
| ③介護保険料の収納率     | 97.2%    | 97.3%     |

## ■ 主要な事業例

|                      | 後期  |     |     |     |     | 担 当    |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|                      | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |        |
| 生活保護の適正実施と相談体制の充実    |     |     |     |     |     | 福祉総務課  |
| 生活保護世帯の早期の自立と更生への支援  |     |     |     |     |     | 福祉総務課  |
| 国民年金加入促進・納付対策の充実     |     |     |     |     |     | 市民課    |
| 国民健康保険制度の充実          |     |     |     |     |     | 市民課    |
| 後期高齢者医療制度の円滑な運営      |     |     |     |     |     | 市民課    |
| 介護保険事業の円滑・適正な推進と安定運営 |     |     |     |     |     | 高齢者支援課 |

